

令和7年度三重県産水産物等のマレーシア向け販路開拓支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

本県では、県産水産物の新たな販路開拓を進めるため、国際的な水産物需要の高まりや「日本食」に対する追い風等の好機を生かし、輸出の拡大に取り組んでいる。

また、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会（以下「水産部会」という。）では、輸出ターゲット先として、経済成長著しいマレーシアをはじめとする東南アジア諸国を選定し、現地での対面商談を行うなど、新たな販路の開拓に向けた取組を実施してきたところである。

本業務では、現地ニーズに即した商品を輸出するための取組を実施し、これまでの販路の中心である飲食業界に加え、小売業への販路開拓も進めることで、マレーシアにおける県産水産物の輸出拡大につなげることを目的とする。

2 委託業務名

令和7年度三重県産水産物等のマレーシア向け販路開拓支援業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

4 業務の内容

（1）現地アドバイザーの設置と商談会に向けた意見交換

マレーシアにおける水産物等のニーズを熟知し、現地飲食店、小売店等への商流に精通した現地アドバイザーを設置すること。そのうえで、現地アドバイザーから水産部会事業者（以下「部会員」という。）に対し、現地における水産物等のニーズを共有するとともに、商品改良のアドバイスや輸出に関する意見交換を行う場（以下「意見交換会」という。）を1回以上設定すること。

なお、当該業務に係る部会員への周知及びそのとりまとめは、委託者（以下「水産部会」をさす。）が行うものとする。

ア 現地アドバイザーは、本業務を通じて、本業務の目的に沿った現地における情報を共有するとともに、部会員に対し現地への輸出に関する的確なアドバイスを行う役割を担うこととする。

イ 意見交換会については、事前に委託者と協議したうえで、（2）の商談会に活かすことができる内容とすること。

ウ 意見交換会は、少なくとも（2）の商談会開催の1ヶ月前までに実施すること。

エ 意見交換会は、オンライン会議システムを活用する等最適な方法で実施し、部会員から質問や相談事項を受け付ける時間を設定すること。

（2）商談会の開催

（1）を踏まえ、部会員とマレーシアの現地バイヤー（以下「バイヤー」という。）との商談会を1回以上開催すること。

なお、当該業務に係る部会員への周知（商談会の参加者募集を含む）及びそのとりまとめは、委託者が行うものとする。

ア 商談会事前説明会

- ア) 商談会開催にあたり、商談会への参加を希望する部会員に向けた事前説明会を、オンライン会議システムを活用する等最適な方法で実施すること。
- イ) 事前説明会では、商談会のスケジュール、バイヤーの情報、サンプル品の送付方法、準備物、注意事項等、商談会やその準備に関する具体的な内容を共有すること。また、商談時により効果を発揮するための手法、資料作り等のアドバイスも行うこと。
- ウ) 事前説明会は、商談会開催の3週間前までに実施すること。

イ バイヤーとの商談会

- ア) 商談会は、マレーシア国内のホテル又はバイヤーの事務所等における対面方式とすること。ただし、マレーシアに渡航できない部会員がいる場合は、オンライン方式（Zoom等）でも商談可能な状態とすること。
※商談会運営の都合により、オンライン方式の商談は、対面方式の商談と別日に設定しても良いこととする。
- イ) 商談会の内容（日程、場所、詳細等）は、現地アドバイザーの意見を取り入れたうえ、別途委託者と受託者が協議し決定すること。なお、商談会開催に係る一切の業務（バイヤー招聘、現地会場確保、必要備品・機材の準備、現地へのサンプル発送（サンプル費及び日本国内指定先への送料を除く）、当日の運営、通訳、移動手段の手配等）は、受託者が行うこと。
- ウ) 商談会は、商流、物流等を勘案するなど、商談後の新規取引やその後の継続的な取引を見据えた内容とすること。
- エ) 商談会に参加するバイヤーは、受託者が7者以上（半数は現地系）招聘することとし、小売業（店舗型、電子商取引）、飲食業又はこれらに販路を持つ商社との商談機会が創出できるよう選定すること。なお、これまでに水産部会の委託事業（令和4年度～令和6年度）における商談会（オンラインも含む）に参加したバイヤーは半数未満とすること。
- オ) 商談会開催に当たって、バイヤーへの事前営業を行うなど、商談会における成約率を高めるための工夫を施すこと。
- カ) 商談会とあわせて、現地における訪問営業（2～3箇所、半数以上は現地系）を、商談会開催日前後に、現地アドバイザーの意見を取り入れたうえ、部会員の希望に応じて設定すること。なお、訪問営業に関する一切の業務（当日の運営、通訳、移動手段の手配等）は受託者が行うこと。
- キ) 上記ア) からカ) の内容について、変更が必要な場合は、委託者と受託者が協議のうえ臨機応変に対応すること。

<商談会実施概要>

	バイヤーとの商談会
--	-----------

開催日程 (想定)	令和7年9月中旬～11月下旬頃 ※単日又は複数日
商談方法	現地対面及びオンライン(Zoom等)
バイヤー数	7者以上(半数は現地系)
部会員数 (想定)	最大10者程度 (うち現地渡航:最大5者程度)
会場	現地会場:受託者が手配 オンライン:受託者が手配
移動手段	受託者が手配
通訳等	受託者が手配
サンプル 発送	サンプル商品費用及び日本国内指 定先までの送料以外は受託者負担

※上記の商談会開催日程、参加する部会員数は、想定であり、部会員の都合を勘案し、募集後最終決定する。

(3) 商談会後のフィードバックとフォローアップ

(2)の商談会開催後、部会員へのフィードバックを行うとともに、引き続き受託者による販促活動を実施し、より多くの商談成立、円滑な輸出につなげるためのフォローアップを行うこと。

なお、当該業務に係る部会員への周知及びそのとりまとめは、委託者が行うものとする。

ア 商談会の実施結果についてとりまとめを行い、バイヤーや現地アドバイザーの意見を踏まえた今後の展開(商品や販売方法の改良等)について、部会員にフィードバックする場を設定すること。

イ フィードバックは、オンライン会議システムを活用する等最適な方法で実施し、部会員からの質問や相談事項を受け付ける意見交換の時間を設定すること。

ウ 商談会で提案された商品等について、取引成立に向けたフォローアップを行うとともに、更なる販路拡大に向けた取組として、商談会に参加しなかったバイヤーに向けた販促活動を可能な限り実施すること。サンプル品や資料等が追加で必要となった場合は、部会員と連携して対応すること。

エ 商談会で提案された商品等について、令和8年2月末時点での商談結果(成約・成約見込・継続商談・不成約)を取りまとめること。なお、成約・成約見込の商品は、その販路を、継続商談・不成約の商品は、成約に向けて必要な改善点、アドバイスを記載すること。

オ 上記ウの販促活動について、実施内容とその結果を上記エと同様に取りまとめること。

カ 部会員が円滑に輸出できるよう、関連手続きの支援、現地への輸送方法の提案等、必要に応じたフォローアップを行うこと。

5 業務報告書の作成

(1) 業務報告書には、委託事業に係る全ての業務内容(写真や関係資料等を含む)を記録

すること。

- (2) 業務報告書は、電子データで提出すること。なお、電子データの形式については、PDF及びPower Point 又はWordの2種類を提出すること。
- (3) 業務に係る写真データは、業務報告書に使用した画像を含めた全てのデータをjpeg形式又はgif形式で提出すること。

6 業務完了時の提出物

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 業務報告書(上記5) 1式(電子データ)
- (3) その他本業務関係資料 1式(電子データ)

7 特記事項

- (1) 業務の執行にあたり、委託者及び関係機関との連携を密にすること。
- (2) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (3) 業務上の成果品に係る著作権は、水産部会に帰属することとする。受託者に著作権が留保される場合であっても、水産部会が、業務遂行に必要な限りにおいて、自由に成果品を利用できることとする。
- (4) 業務上撮影を行った写真等については、肖像権者から掲載許可を取得すること。
- (5) 委託料には、業務に係る経費(人件費、旅費、通信運搬費、会場使用料、通訳費、消耗品等)一切を含むこと。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、本協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 疫病、天災、暴動、国際情勢、その他委託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により、商談会等の開催を開催日前に中止とした場合、発生するキャンセル料や委託料については双方協議のうえ決定することとする。なお、上記の理由により、業務の運営が困難になった場合に、受託者に損害が生じても、委託者はその損害賠償責任を負わないものとする。
- (8) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (9) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、委託者と協議し、決定すること。